

## 誠実義務(obligation of good faith)について(その2)

安藤 誠二

松の内が明け未だ旬日も経ぬ或る日の午後、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、常にならば、相前後して荒井老年の家に集合した。

交々祝う年頭の辞もそこそこに、待ちかねた荒井老人が口火を切った話題は、州裁判所の判事立候補者(candidates for judicial office)に課せられる選挙運動制限が、合衆国憲法第 1 修正により保障される言論の自由(freedom of speech)違反か否かの問題である。アメリカでは 40 州が州裁判所判事を選挙で決定している。6 州では、州最高裁判事選出に党派運動を認めている。反対に 11 州では、政党運動を一切禁止している。残る諸州では任命された判事が、定期的な信任投票によって、後日追認を受ける。

中でも運動制限が厳しいのはミネソタ州である。一見奇異に見える選挙による裁判官選出には歴史的な背景がある。判事選挙を定めた州憲法は、奴隷制度廃止論が昂揚し、1857 年のドレッド・スコット判決(Dred Scott decision)を生んだ高圧的司法への反感が高まった南北戦争直後に採択されている。ミネソタ州最高裁が定めた裁判官行動規範(Code of Judicial Conduct)には、賛否が対立する法律・政治問題(disputed legal or political issues)に関して、判事立候補者が自らの見解を公表することを禁じる「公表」条項("announce" clause)、立候補者が政党支持を依頼し、受諾し、または利用することを禁じる「支持」条項("endorsement" clause)、立候補者が政治集会に参加し、発言することを禁じる「参加・発言」条項("attend or speak" clause)などが含まれている。

1996 年にミネソタ州最高裁判事に立候補したグレゴリー・ワーサル(Gregory Wersal)は共和党集会に参加して、厳格な法律解釈こそ自己の信条だと発言し、更に州最高裁判決の諸事例に批判の矢を放った。これは当時の行動規範が定める「公表」条項に違反する。倫理違反で弁護士資格喪失をおそれたワーサルは不本意ながら選挙を断念した。次いで 1997 年 1 月、ワーサルは 1998 年に再度立候補する旨宣言した。ところが、1997 年 12 月、ミネソタ州最高裁が、行動規範に、「支持」条項と「参加・発言」条項を新たに追加したうえ、更に行動規範の適用範囲を候補者の親類・知人にまで拡大したため、事態は一層紛糾した。1998 年の予備選挙で敗れたワーサルは、2000 年にまたもや立候補し、共和党の支持を受けた。対立候補の批判に曝されたワーサル

は、裁判官規範委員会(Board of Judicial Standards)に、政党支持利用の許可を申請した。しかし却下された。

ワーサルは州最高裁の定めた行動規範が合衆国憲法に違反すると主張してミネソタ地区連邦地裁(U.S. District Court for the District of Minnesota)に訴えた。「公表」条項を除く他の行動規範について、州裁判所の独立性(independence)と不偏不党性(impartiality)が奪うことのできぬ州権益であること、規範はこの州権益擁護の範囲に限定されていることなどを、指摘した連邦地裁は、行動規範が合衆国憲法第 14 修正が定める平等保護条項(equal protection clause)には違反しないものと判断した。しかしながら「公表」条項について、連邦地裁は、これを広義に解釈すると憲法問題が発生するものの、狭義に解釈すれば合憲の範囲に留まると判断し、ミネソタ州最高裁も同様に狭義の判断を行うであろうとの理由を付して、ワーサルの訴えを棄却した。(Republican Party v. Kelly, 63 F.Supp. 2d 967 (D. Minn. 1999))

次いで第 8 巡回区連邦控訴裁判所が、2 対 1 の多数意見で、地裁判決を支持したため(Republic Party of Minnesota et al. v. Kelly et al., Docket No. 99-4021, 4025, 4029, filed April 30, 2001)、ワーサルとその支持団体は連邦最高裁に上告した。判決は合衆国憲法第 1 修正が保障する民主的議論を当に抑圧するものだと理由である。連邦最高裁は昨年暮れも押し迫った 12 月 3 日に上告を受理した。

民主的司法制度に対する州民の信頼を維持するため、言論の自由をどこまで制約できるかが焦点である。州裁判所の不偏不党性が懸念されるのは今回の事件が初めてではない。判事立候補者が政党資金の調達に積極的に関与する事例が数多問題とされつつある当今、連邦最高裁が如何なる判断を下すか、興味は尽きない。口頭弁論は春先に開かれ、7 月迄には判決が下される見通しである。

訴訟当事者は、裁判官が選挙期間中の公約ではなく寧ろ事実と法に基づき紛争を解決することを期待し、またそのような解決を求める権利があるとミネソタ州は主張する。一見当を得ている。裁判所に、政治的、経済的、及び社会的圧力からの独立を保障する趣旨である。しかし、それは裁判官を選挙によって選出する制度とどの様に整合するのだろうか？ 情報に基づく選択(informed choices)こそ、民主的選挙の根幹では無からうか？

余談が過ぎたようだ。本論に入る。

\*\*\*\*\*

荒井(A)「新年ですから初物で参りましょう。」

馬場(B)「新判例ですね。石油メジャーの BP AMOCO が訴えられた例の事件

ですか？」

千葉(C)「BP AMOCO が誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款 (implied covenant of good faith and fair dealing) に違反したかどうか争われた事件ですね。」

土井(D)「第3巡回区の？」

荒井「皆さんがご存じなら話は早い。」(笑い)

馬場「それでは、事実関係は千葉君ですか？」

千葉「了解しました。2001年11月8日に第3巡回区連邦控訴裁判所が下した判決です。」

土井「11月8日？荒井さんの誕生日翌日。」

馬場「67歳？」

荒井「それはどうでも宜しい。(笑い)千葉君、話を進めてください。」

千葉「商業用不動産の賃貸借契約違反事件で、準拠法はペンシルヴァニア州法です。」

土井「州籍相違に基づく訴訟 (diversity action) でしたね。」

千葉「1998年9月21日にAMOCOは、フィラデルフィア州内にある商業用土地をH夫妻から15年間賃借する契約を文書で結びました。AMOCOには、ガソリンの小売施設 (retail gasoline facility) を運営するため、土地に改良工事を加えることが契約で認められました。またガソリン販売が開始するまでの期間は、土地賃借料を支払う必要がありません。」

土井「AMOCOはその後BPに吸収合併されてBP AMOCOになりました。」

馬場「そうですね。これからは、時点の如何を問わず、全てBP AMOCOに統一しましょう。」

千葉「契約条項中で、重要なのは19条の7(b)項と7(c)項です。7(b)項によれば、土地の改良、施設の建設、ガソリン小売施設の運営・維持などに必要な諸々の許認可を、市・郡・州の様々な関係官庁から取得するため、BP AMOCOには180日の猶予期間が与えられました。この期間は、許認可の取得または賃貸借の解約に至るまで、H夫妻の選択で、30日毎に順次延長されます。」

土井「BP AMOCO が許認可取得を怠けたら？」(笑い)

千葉「7(b)項には、行政上、法律上、またはエクウィティー上の手続きを熱心に (diligently) 遂行しさえすれば、違反にならないと記されています。更に19条で、BP AMOCO は、許認可取得のため無制限に金銭を支出する義務を負っています。」

土井「7(c)項も重要でしたね。」

馬場「BP AMOCO が、何ら責任を負うことなく、賃貸借契約を終了 (terminate)

できる事態(situations)が列挙してあります。」

千葉「三つの事態がここでは関係します。第一は、必要な許認可が一つでも拒絶されたとき、そして第二は、併設する簡易レストランを経営する第三者と満足できる契約(satisfactory agreement)が結べないときです。」

土井「またもや満足条項ですね。」(笑い)

馬場「満足できるかどうかは、専ら賃借人の判断に(at his sole discretion)掛かっています。」

千葉「第三に、契約締結から6ヶ月経過しても、BP AMOCOが許認可を取得してないときには、理由の如何を問わず、恰も許認可が拒絶されたかの如く、BP AMOCOは賃貸借契約を終了できるのです。」

土井「取得できないときではなく、取得していない(has not obtained)ときですか？」

馬場「骨抜きですね。」

荒井「その代わり後で太い骨が入ります。」

土井「何やら禅問答。」(笑い)

馬場「骨抜きは先程の熱心条項(diligent clause)。」

荒井「太い骨とは後から出てくる黙示的誠実約款(implied covenant of good faith)。」

千葉「禅問答も結構ですが、話を一足飛びに終結させないで下さい。」

荒井「済みません。」(笑い)

千葉「いいえ別に怒っていません。(笑い)6ヶ月が経過しても、BP AMOCOは一向に許認可申請をしようとしません。1999年3月19日に、許認可取得の猶予期限を同年4月20日まで延期することが当事者間で合意されました。ところが、その後も許認可取得の努力を見せないBP AMOCOは、同年4月19日に解除権を行使する旨、文書でH夫妻に通告しました。7(c)項が解除権の根拠です。」

土井「併設レストランの経営者が見つからなかったのが理由？」

千葉「いいえ。満足条項は関係ありません。3月19日と4月19日、何れの日にもBP AMOCOは、併設レストランの交渉が不調に終わった、あるいは併設レストランが許認可申請の前提条件になる、などと言っています。」

土井「地代を支払わず7ヶ月間も土地を占有したのに、理由も告げずにハイ・サヨナラですか？」(笑い)

千葉「H夫妻はペンシルヴァニア州東部地区連邦地裁(the U.S. District Court for the Eastern District of Pennsylvania)に訴え、サマリー・ジャッジメント(summary judgment)を求めました。」

土井「事実関係に争いはない？」

馬場「そう。法律問題だけです。」

千葉「連邦地裁は同じくサマリー・ジャッジメントを申し立てた BP AMOCO に軍配を挙げました。」

土井「理由は？」

千葉「連邦地裁は、BP AMOCO に解除権があることは、7(c)項の文言上明白で疑いの余地がないと言っています。つまり不動産開発に関して、BP AMOCO が独自に適当と判断できる契約を第三者との間で結べなかったとき、または理由の如何を問わず、6ヶ月以内に必要な許認可が得られなかったときです。」

土井「許認可が得られないと言っても、申請の努力すら怠っていたとすれば、誠実さに欠けますね。」

荒井「当にそこが要点です。」

土井「お褒めに与った。」(笑い)

千葉「仮令、7(c)項の文言が明明白白であっても、BP AMOCO は、契約者なら誰でも負う(like any party to a contract)誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款に拘束されると連邦地裁は言います。」

土井「契約者なら誰でも？どの契約にも誠実義務が含まれると裁判所は一般的に推定するのでしょうか？」

馬場「その点に関して、地裁判決は深く立ち入っていませんね。」

荒井「問題が残ることは確かです。控訴審判決で考えることにして、ここでは黙示的義務の存在をすんなりと認めておきましょう。」

土井「それなら BP AMOCO に分が悪いのでは？」

馬場「ところが地裁判事は常識(common sense)を説いていますね。」

千葉「不動産をどの様に開発し、運営するか、それらを具体的に決定するまで、BP AMOCO が区画許可(zoning permits)、特例認可(variances)その他の許認可を申請しなくても良いのは、常識で明らかだ(common sense dictates)と地裁は言います。」

馬場「許認可取得の義務は不確定なもので、第三共同開発者と満足すべき合意が得られることに依存するとの判断ですね。」

荒井「換言すると、BP AMOCO の誠実履行義務には、共同開発者獲得以前に許認可申請を行う義務は含まれていないとの全く独自の常識的前提を根拠に、連邦地裁は判断を下したのです。共同開発者の獲得を荷馬車とすると、許認可申請は車を牽く馬だと言っています。」

土井「"Don't put the horse before the cart." (ことの前を見誤るな。)との格言があります。」

荒井「よくご存じで。」(笑い)

千葉「補足があります。BP AMOCO は、不成功に終わったとは言え、第三者と共同開発を協議し、適当な合意が得られるように本気で努力した事実を地裁は認定しています。」

荒井「千葉君、ご苦労様でした。控訴審判決は、主として、馬場君に話を進めて貰います。」

馬場「承知しました。第 3 巡回区連邦控訴裁判所は判決文で、先例を引用しつつ、ペンシルヴァニア州法を次のように纏めています。土地賃貸借(lease)は契約であり、契約原則によって解釈されること。契約法に於いて最も重要な原則の一つが黙示的誠実約款であること。或る義務が契約時の当事者意思の裡にあり、または当事者意思遂行のため必要であるときは、契約自体に明示されていなくても、裁判所は当該義務を推認すること。以上です。」

土井「やはり黙示的誠実義務が全ての契約に含まれる訳ではない。」

千葉「当事者意思の推認ですね。」

馬場「判決を続けます。黙示的誠実約款が認められるからと言っても、契約を制裁を受けずに解除する絶対的権利が、許認可不確定条項(approvals contingency clause)によって、賃借人に与えられていることにはなりません。」

土井「許認可不確定条項とは、7(c)項を指しているのですね。千葉君の説明にあった三つの事態。」

馬場「そうです。」

千葉「許認可不確定条項にもかかわらず、BP AMOCO は必要許認可を取得する努力を熱心且つ誠実に行わなければならなかった。」

馬場「そして重要なことは、当事者が誠実な努力を尽くしたか否かは、ペンシルヴァニア州判例法によれば、事実問題(question of fact)であることです。」

土井「第一審判事は、事実問題を判事自身の常識で解決しようとしてしました。」

荒井「サマリー・ジャッジメントでは、重要な事実に関して真の争点が存在しないことは、申立人が最初に証明しなければなりません。」

千葉「期限延長の時と解除通知の時、BP AMOCO は第三者との契約が進まなかったから許認可申請をしなかったとは言っていないですね。」

馬場「ところが他方に於いて、H 夫妻は、賃貸借契約 7(b)項の義務に違反して BP AMOCO が許認可取得のため何らの努力をしていないと主張しています。そして訴答書面その他の訴訟記録から、H 夫妻の主張に利のあることが窺えます。」

荒井「事実審判事は、結果的に、許認可申請に前提条件が存在するかの如く  
賃貸借契約を書き換えて、肝要な誠実義務を抜き取ってしまったのです。」

土井「換骨奪胎？」

荒井「さて、その言葉が当てはまるかどうか？」(笑い)

馬場「重要な事実について真の争点が存在するのですから、サマリー・ジャ  
ッジメントを下したのは誤りでした。事件は原審差し戻しとなりました。」

荒井「お疲れさまでした。休憩を取りましょう。」

\*\*\*\*\*

いつものように荒井夫人から茶菓の差し入れがあった。

Internet 上の公表文書に関して名誉毀損(defamation)不法行為訴訟が提起された場合、その国際的管轄や如何？について判断した Victoria 州最高裁の Gutnick v. Dow Jones 事件判決が識者の関心を呼んでいる。工業株 30 種平均株価や The Wall Street Journal 紙の刊行で知られる Dow Jones & Company Inc. は、週刊誌 Barrons Magazine を発行し、併せて登録加入者向け有料 Website (wsj.com) 上に同一記事を公開している。

Dow Jones は 2000 年 10 月 30 日付 Barrons 誌上に "Unholy Gains" と題する 7,000 語の記事を掲載した。副題は "When stock promoters cross paths with religious charities, investors had better be on guard." となっている。記事はその一部で、Melbourne 在住の著名な鉱山実業家 Joe Gutnick が、脱税と資金洗浄で有罪宣告を受け Victoria 州刑務所に服役中の Nachum Goldberg と関係を持ち、また宗教的慈善活動の名を騙った資金調達を行い、更に New York 株式市場で違法株価操作をしていると暴露し(当人の写真入り)、投資家の注意を喚起すると共に、証券取引委員会(SEC)の監視を求めた。

Gutnick は記事で名誉を毀損されたと主張し、Australia 国内で訴えを提起した。これに対し、Dow Jones は Australia 訴訟の停止と、米国 New Jersey 州、または New York 州への移管を申立てた。Victoria 州最高裁は 2001 年 8 月 28 日に判決を下し、Dow Jones の申立を斥けた。争点には、域外送達が Supreme Court Rules に則り行われ、long arm jurisdiction が正当に確立されたか否か？、forum non conveniens と判断できる事例であるか否か？の外に、Internet に関連する国際的管轄問題があった。つまり、名誉毀損に当たると原告が主張する記事の公表された場所は、被告が Internet に記事内容を upload した場所(被告 Website の servers が存在する New Jersey 州)であるか、それとも、Victoria 州内の登録加入者が記事を download するであろう場所(地元有名人である原告が名誉を毀損された場所)であるかの判断である。

管轄如何の影響は、豪州不法行為法が違反者に厳格であり、アメリカ不

法行為法との間に大いなる懸隔が存在することに由来する。例えば、Justification の抗弁に英国の Polly Peck 法理が適用されることが挙げられる。"In an action in respect of words containing two or more distinct charges, if the plaintiff chooses to sue only in respect of one (and the initiative is his) the defendant cannot adduce evidence of justification relating the other." *Polly Peck (Holdings) plc v. Trelford* [1986] QB 1000. 問題の記事全体を見ると、原告に関する表現はごく一部に過ぎず、善良な市民が金融市場で数百万ドルを失う危険性を警告した全文の趣旨は明らかである。しかしながら、原告が名誉毀損事実の部分に限って主張すると、被告は Justification の抗弁として、記事の他の部分を援用して、記事全体の真実と趣旨を説くことが許されない。

しかし 12 月 14 日に、オーストラリア国最高裁(The High Court of Australia)が被告 Dow Jones の上告申立を許可したため、一応問題は振り出しに戻ったと考えて良い。単なる論理上の問題として、原告の主張が通ると、被告弁護士が主張するように、191ヶ国で訴訟提起が可能となり世界中の出版界にとり由々しき問題となりかねない。

荒井老人の熱弁は続く。しかし頃合いを見て、各人が次の判例に目を移した。

\*\*\*\*\*

荒井「当事者は交渉に際して誠実義務を負っているか否か、それが次の話題です。」

馬場「交渉と言っても、契約締結前の交渉と契約締結後に当事者が交渉する契約内容の更改などは区別した方が良さそうですね。」

千葉「イギリスでは契約締結前の交渉に誠実義務を認めていません。」

土井「保険契約など特別の信任関係(fiducial relationship)を除いて、一般的に誠実概念を否定しています。」

荒井「皆さん良くご存じです。アティヤ教授(Prof. P. S. Atiya)は、「イギリス法は一般的な誠実義務を認めていない。」と断言していますし、重要事実開示義務に関する代表的判例である、インターフォート・ピクチャー・ライブラリー事件でピンガム卿は、「多くの大陸法では、契約の締結と履行に際して、当事者が誠実に行動することを最重要の原則として認識し、且つ強制しているが、イギリス法は、特徴的に、そのような重要原則に言質を与えていない。」と述べています。」

馬場「契約締結前の誠実義務と言えば、重要事実の開示義務と言い換えても良いのでしょうか。ビートソン教授(Prof. J. Beatson)は、「コモン・ローには、契約締結前の重要事実開示義務は一般的に存在しない。」と述べ



ていますし、ベネット教授(Prof. Howard Bennet)は、「契約を締結すべきかどうか、また締結するとしてもどのような契約条件にすべきか、それらを決定するに際して、相手方当事者が高度に関連すると見なすことが明らかな情報であっても、そのような情報を自発的に提供する一般的義務は存在しない。」と解説しています。」

千葉「しかし、消費者保護の立法があります。」

荒井「鋭い指摘ですね。(笑い) E.U.加盟によって契約法分野でも或る程度の調和が実現しつつあります。その一つが E.C.指令 93/13/EEC OJL 95/29 を国内法化して、1995 年から施行された「消費者契約の不正条項に関する規則」(Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1994(SI 1994/3159))です。個別に条件交渉が行われない消費者向け物品販売契約では、平易且つ明瞭な言語を用いることが求められる外に、誠実要件に反し、且つ当事者間の権利義務に重大な不均衡の生じる条項は、不公正と見なされ、削除されます。」

千葉「話が脱線したのは私の責任のようです。」(笑い)

荒井「調子に乗って話を続けた私も悪い。(笑い) 信頼関係当事者間に認められる「重要事実の開示義務」(utmost good faith)については、別の機会に議論しましょう。」

土井「次の判例は契約更改交渉と誠実義務ですね。」

荒井「そうです。カリフォルニア州控訴裁判所の判決です。事実関係を土井君に纏めて貰いましょう。」

土井「先走りし過ぎたかな？。(笑い) 原告のラシーヌ社はサンディエゴ旧市街にある州立歴史公園内で公有地一区画を占有して店舗を営む営業権者です。被告はラシーヌ社に長期間の土地賃借権と園内営業権を与えたカリフォルニア州公園・余暇局です。1974 年に結ばれた契約は期間が 40 年ですから、2014 年まで続きます。1980 年代の数年間、ラシーヌ社は営業権範囲の拡大を求めて公園・余暇局と契約更改交渉を続けました。」

千葉「業容拡大ですね？」

土井「契約で認められているのは、煙草販売とワイン試飲施設だけです。交渉したのは、レストラン営業とアルコール飲料の販売です。」

千葉「ところが交渉が物別れに終わり、訴訟になった。」

馬場「訴訟原因は？」

土井「当初は種々挙げたのですが、妨訴抗弁(demurrer)を受けて、誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款の違反だけが残りました。」

千葉「BP AMOCO の場合と同じでは？」

馬場「いいえ。あれは契約の履行でした。こちらは交渉ごと。」(笑い)

土井「陪審の個別評決(special verdicts)にかけられました。陪審は州公園・余暇局が、ラシーヌ社との営業権契約の更改乃至新契約の交渉に際して、黙示的誠実約款に違反したと判断して、その結果ラシーヌ社が被った損害を59万2千ドルと認定しました。サンディエゴ郡の州地裁は陪審評決どおりの判決を下しました。そこで州公園・余暇局が、黙示的誠実約款の存在を争って控訴したのです。」

千葉「州公園・余暇・・局・・、舌が旨く回らない。(笑い)公園局にしましょう。ところでその対応はいい加減だったのですか？」

馬場「数年間も交渉が続いたのですから、いい加減と切り捨てるのは酷い。」(笑い)

荒井「実際のところ、多少のレッド・テープ(red tape)はやむを得なかった。但し、8年間も交渉が続いたのですから、両者の根気良さには感心します。」(笑い)

千葉「レッド・テープ？」

土井「州政府内で関係があるのは、許認可窓口となる公園局だけではなかったのです。公園局の一階層上に一般的政策指針を決定する州公園・余暇委員会があります。公園内のアルコール販売には委員会の許可が必要です。その他に、営業権者の投資額と総売上高が一定の水準を超えると、契約の更改に州議会の承認が必要となります。」

千葉「公園内の店舗拡張に・・・、少し大げさ過ぎませんか？」

馬場「それがレッド・テープたる所以です。」(笑い)

土井「時系列を追って、簡単に説明します。ラシーヌ社が公園局と交渉を開始したのが1980年、公園局が影響評価報告(impact study)を公園委員会に提出したのが1983年です。1983年3月末、公園委員会は公園局に対して、ラシーヌ社に営業権拡張を許可する権限を与える旨の決議を行いました。但し付帯決議があって、他の園内営業権者と直近に結んだ契約と同条件にすることが求められました。現行契約の再交渉に関する州議会の承認は1983年7月に下りました。」

千葉「委員会と州議会が同意したのですから、後はトントン拍子で進むでしょう。」

土井「ラシーヌ社はその筈だと主張しました。しかし公園局は委員会の勧告に反する決定をしても良いのです。州議会決議も交渉に入ることの単なる同意に過ぎません。」

千葉「いよいよレッド・テープだ。」(笑い)

土井「続いて、1983年から1985年8月にかけて、営業権契約書の様々な修正案が両者間を繰り返し往復しました。しかし最終合意に至りませんでしたし

た。」

千葉「そこで訴訟開始？」

馬場「先程、荒井さんは8年間の交渉と言われました。」(笑い)

土井「32ヶ月間中断した後、交渉が再開しました。そして1988年6月にラシーヌ社から新しい契約書案が提示されました。ところがこれは1983年案と全く内容が違っていたのです。」

千葉「例えば？」

土井「レストランの座席数が45乃至70から、300席に増えています。それと、煙草販売からの完全な撤退です。公園局は1988年8月付文書でラシーヌ社の申込みを拒絶しました。」

千葉「拒絶の理由が示されたのでしょうか？」

土井「公園委員会の委員構成が異なるため、現委員会はアルコール販売を認めないであろうとの判断、公園局がフル・サービスのレストランではなく、クウィック・フード型店舗を優先したいこと、などの理由です。」

千葉「交渉はそこで決裂、ようやく訴訟に移った。」

馬場「何やら急いていますね。」(笑い)

土井「交渉が続かなかったのは事実です。しかし公園局は交渉再開の用意があると伝えていきます。」

千葉「ラシーヌ社が誠実約款違反を主張する論拠は何ですか？」

土井「営業権契約書には、当事者合意による契約書の変更・追加を予定する25条があります。従って、ひとたび契約更改の交渉が開始すれば、取引は誠実に行われるべきだとの考えです。数年に及ぶ長期の協議を経て、幾つかの条件変更が暫定的に合意された以上、公園局が恣意的且つ一方的に、仮合意を撤回することは認められないと、ラシーヌ社は主張しました。つまり、アルコール販売許可方針の撤回や、フル・サービス・レストランで消極方針に転換したことが、恣意的で気まぐれと理解されたのです。」

荒井「土井君、長々のご苦労様でした。事実審裁判官は陪審員に対して、誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款について法的解説を加え、それが全ての契約に含まれると説示しました。また原告の弁護士は、被告の突然且つ恣意的な交渉方針の転換は黙示的約款の違反に相当すると論じました。そのようなことから、陪審の評決も無理からぬことと思えます。それでは続いて、控訴審で争われた法律問題について、馬場君に報告して貰いましょう。」

馬場「はい、了解しました。カリフォルニア州控訴裁判所は、控訴人である公園局の主張、即ち黙示的誠実約款の不存在を認容して、原審判決を破

棄しました。控訴審判決によると、公園局には営業権契約の新条項について交渉する義務が全くありません。交渉の開始及び長期に亘る交渉の継続は、本来存在しない義務に何ら効果を与えないのです。」

千葉「公園局の行為が、陪審によって、不合理(unreasonable)、不公正(unfair)、またはその他不誠実な交渉上の策略(bad faith negotiation tactics)と認定されても、その様な結論に到達するのですか？」

馬場「交渉中の或る段階に於いて恣意的姿勢と理解される行為が存在しても、それは誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款を含めて、何ら契約条項の違反とならないのです。」

土井「黙示的誠実約款の不存在だけを言えば良いのですから、簡明且つ理解容易な立論ですね。問題はどの様な判例法を根拠にして誠実約款不存在を前提にしたかでしょう？」

荒井「控訴審判決が、比較的単純で而も論争の余地無い契約法原則(rather simple and unassailable contract law principles)と呼ぶ判例法については、私から解説しましょう。」

千葉「単純なのに解説の余地が？」

馬場「混ぜっ返してはいけない。」

千葉「つい冗談のつもりが・・・。」(笑い)

荒井「一向に気にしません。(笑い) 先ず、雇用契約では保険契約と異なり、誠実義務の遵守違反は契約違反であって、不法行為ではないと判断した1988年のカリフォルニア州最高裁判決フォーリー事件があります。判決中で、州最高裁は、『コモン・ローでは不法行為と契約の識別は十分な根拠を持っている。互いに異なる目的が両者の領域で与えられる救済の根底にある。契約上の行為は契約当事者意思を強制するためである反面、不法行為法には主として社会政策を擁護する目的がある。誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款は契約領域で発展し、契約上の約束に効果を与えることを狙っている。』と判示し、『斯かる黙示約款により課せられる義務の正確な種類と範囲は契約目的に依存する。』と続けています。

千葉「これは複雑だ。必ずしも単純明快と行きません。」(笑い)

馬場「要約すると、『誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款は特定の契約義務の存在に準拠する。』となるのでしょうかね。」

千葉「成る程。」(笑い)

荒井「更にフォーリー判決は、『・・・裁判所は不法行為上の義務と契約上の義務を注意深く識別した。誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款に違反したとの主張は、契約上の義務、換言すると契約自体から発生す

る義務、に違反したとの主張である。誠実約款が契約に読み込まれるのは、契約に明示された約款乃至約束を保護するためであって、契約目的に直接結びつかない一般的公益を保護するためではない。」と説明しています。」

千葉「今度は判ります。特に後段が重要です。『黙示的誠実約款は明示約款を保護するため、一般的公益を保護するためではない。』と要約できます。どうですか？」(笑い)

土井「その要約の後段がまた大切です。(笑い)『単なる倫理的観点から信義に欠けると言っても意味がない。』どうですか？」(笑い)

馬場「だんだんと的を射てきましたね。」

荒井「適法な保険金請求を誤って拒絶された被保険者から、時効期間経過後に再度保険金請求を受けた保険会社が、長期に亘って処理を怠った(時効を理由に保険金支払いを拒絶する旨の通知を再請求受領後 17 ヶ月経過して初めて行った)と、誠実義務違反で訴えられた訴訟で、黙示約款違反が成立する要件として、(1)保険証券上の利益が保留されたこと、(2)利益保留が理に反し、正当な理由のないことを挙げたうえ、被保険者の利益が既に時効で消滅しているため、被保険者からの不誠実請求(bad faith claim)には理由がないと判断した 1990 年のカリフォルニア州控訴裁判所判決ラヴ事件があります。判決はこう言っています。『証券上の利益が当然与えられる場合を除き、不誠実請求は支持できないとの当裁判所の結論は、誠実義務の根源を為す政策と一致する。誠実且つ公正な取り扱いを為すべき黙示約款は、契約当事者が契約利益を享受する相手方当事者の権利を何ら侵害せぬよう確実に抑制するため、その存在が法的に推認されるものである。本質に於いて、約款は、契約当事者が相手方当事者の保有する契約利益享受の権利を挫折させる行為(仮令、字義解釈上は明示約款に違反しなくとも)に携わることを防ぐため、契約に明示された約款の補足として推認される。』 お判りでしょうか？」

千葉「どうにか。」(笑い)

土井「これも最後の部分が重要。」(笑い)

千葉「そうですね。相手方当事者の契約利益を保護すること、それからあくまでも明示約款の補足であること。」

馬場「それではこれら判例法理を、この事件に当て嵌めてみましょう。」

土井「それでは私が……。営業権契約の更改交渉を行う義務は契約上明示されていません。一番近いのが 25 条 です。しかし、これとても、『相互の意見一致によって、契約の修正・追加を合意できる。』と言うのみで、営業権更改交渉に積極的に携わる義務を当事者に課しているとは到底考

えられません。」

千葉「公園委員会や州議会の決議は？」

土井「公園局に交渉開始や契約更改を義務付けるものではありません。公園局が交渉に着手する法律上の前提条件を単に取り除いたに過ぎません。結局ラシーヌ社が主張する黙示的誠実約款違反は斥けられ、原審判決は破棄されました。」

荒井「皆さんご苦労様でした。」

千葉「寸時ご猶予を。(笑い) それではアメリカ法もイギリス法と変わらず、契約交渉上の誠実義務(duty to negotiate in good faith)は存在しないと考える良いのですか？」

荒井「至極もっとの疑問です。しかしこれには契約予備書面(letter of intent)、合意のための約定(agreement to agree)、約束的禁反言(promissory estoppel)などが関連してくるため、とても短時間では議論できません。」

馬場「ラシーヌ社も学説や判例を引用して種々主張していますね。」

荒井「予定時間も過ぎたので、次回改めて検討しましょう。資料を差し上げますから、余裕のある方は目を通して置いて下さい。皆さんお疲れさまでした。」

馬場・千葉・土井(異口同音に)「有り難うございました。」

\*\*\*\*\*

新年会をかねた酒宴が始まった。無礼講とは言え、無粋な議論に懲りない面々である。程なく話題は法律問題に戻った。自然の成り行き如く。

嘗てはマリーヴァ・インジャンクション(Mareva Injunction)と呼ばれた資産凍結命令に関する新判例(Bank of China v. NBM LLC et al., [2001] EWCA Civ. 1916, 18th Dec. 2001)がイギリス控訴院で出た。イギリス内外の裁判所で訴訟を提起した原告が、勝訴判決を得た場合の執行に備えて、外国に所在する被告資産を凍結するため、被告及び当該資産を管理する第三者に対して、資産の移動・処分を禁止する命令(資産の開示命令を含む)を、イギリスの裁判所に求めることがしばしばある。第三者(通常は銀行)はイギリス法人であるか、またはイギリス国内に営業拠点を有するためイギリス裁判所の対人管轄に服する。これが1982年民事管轄及び判決に関する法律(Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982)第25条の規定する世界的資産凍結命令(worldwide freezing order)である。命令に違反すると裁判所侮辱罪に問われ、身体の拘束、罰金、資産没収などの制裁を受ける。

ところが、外国資産は資産所在地の裁判管轄と法律に従うため、第三者に凍結命令の遵守を求めることは、必ずしも現実的でない。そこで最初に世

界的資産凍結命令が現れたババナフト事件(Babanaft International Co. v. Bassante [1990] 1 Ch. 13)では、命令は被告のみを拘束し、第三者に対しては資産所在地裁判所の執行命令が得られたときにのみ効力を生じる、との但書が加えられた。所謂「ババナフト但書」(Babanaft proviso)である。

しかし難題は忽ち現出した。第三者にとっては、被告の求める資産の移動・処分を拒絶できる唯一の根拠が凍結命令であるところ、資産所在地裁判所の執行命令があるまでは、凍結命令は有名無実に過ぎない。そこで、ダービー・ウェルドン事件(Derby v. Weldon (No. 3 & 4) [1990] 1 Ch. 65)では「ババナフト但書」に、命令の送達を受けたイギリス裁判所管轄に服する第三者は、可能であれば(if they were able to do so)、命令に従うべしとの要件が追加された。所謂「ダービー・ウェルドン但書」(Derby and Weldon proviso)である。

しかしこれでは、一方当事者申立により(ex parte)イギリス裁判所が下す資産凍結命令を承認しない国に於いては、被告資産を管理する第三者の保護に欠けることがサヴィル判事(Saville J.)によって指摘された。両国の管轄に服する第三者が直面する所謂「二重危険」(double jeopardy)である。その後サヴィル判事の推奨する但書を実際に採用したのがボールティック事件(Baltic Shipping v. Translink [1995] 1 Lloyd's Rep. 673)である。事件名に由来する「ボールティック但書」は、「ダービー・ウェルドン但書」に「命令は・・・第三者が、資産所在国の法及び義務により、または当該銀行勘定の適用法により、契約上その他の原因から負担すると自ら合理的に信じる義務に従うことを何ら妨げない。」(nothing in this order shall ..... prevent [the third parties] from complying with what they reasonably believe to be their obligations, contractual or otherwise under the law and obligations of the country ..... in which those assets are situated or under the proper law of any bank account in question.)との文言を追加している。ところが、民事手続規則付属標準書式(the standard CPR/Commercial Court form)は未だ「ダービー・ウェルドン但書」を採用している。

今回の事件では、原告が最初に取得した標準書式に基づく資産凍結命令に、外国に於いて被告資産を管理する第三者が異議を唱え、後日命令に「ボールティック但書」が追加された。(当初の命令は ex parte であるため、命令の送達を受けて第三者は始めて命令の内容を知る。)これに対して、当初命令で第三者の保護は充分であると主張する原告が、「ボールティック但書」の抹消を求めて控訴したものである。

「ダービー・ウェルドン但書」と「ボールティック但書」の相違は、契約上の義務に関わる。前者であっても、第三者が現地刑事法上の義務と現地裁判所の命令に背くことを求めていない。しかし契約上の義務は異なる。契

約違反に対して、原告が凍結命令取得の見返りに担保した損害賠償によって、第三者の保護が十分に尽くされるか否か、それが論議の焦点である。控訴院は、命令上の損害補償に含まれない第三者の経済的損失や名声失墜を考慮すると、「ボールティック但書」を維持することが相当と判断して、原告の控訴を棄却した。併せて控訴院は標準書式の改訂を規則委員会(Rules Committee)と商業裁判所(Commercial Court)に提言している。

議論に熱中するあまり一同は時の経過を忘れていた。酔いを意識しないとは言え、酒量も過ぎた。馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人が荒井老人邸を辞去したのは、10時を遙かに過ぎていた。

---

Joseph Huang & Julia Y. Huang v. BP AMOCO Corp. (3rd Cir. No 00-3607 Filed Nov. 8, 2001)

連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)の規則 56 によれば、訴答書面(pleadings)、証言録取書(depositions)、質問書に対する回答(answers to interrogatories)、記録上の自白(admissions on file)、宣誓供述書(affidavits)などから、重要な事実に関して真の争点が存在せず、且つ法律問題として申立人有利の判決が下し得るときには、正式事実審理を経ずに判決が下される。

Huang v. BP Amoco Corp. (E.D. Pa. No. 00-1290 July 13, 2000)

Burke v. Gen. Outdoor Adver. Co., 168 A. 334, 336 (Pa Super. Ct. 1933); Pressey v. McCornack, 84 A. 427, 428; In re J.B. Van Sciver Co., 73 B.R. 838, 845 (Bankr. E.D. Pa. 1987)

"..... although there are (tort and equitable) duties not to deceive or misrepresent the facts, no general duty of good faith is recognized by English law. Parties who negotiate each other do so, as the legal phrase goes, 'at arms length', that is to say, each is supposed to stand on his own feet and look after his own interests." P. S. Atiyah, "An Introduction to the Law of Contract" 5th ed. (1995) p. 89-90.

"In many civil law systems, and perhaps in most legal systems outside the common law world, the law of obligations recognizes and enforces an overriding principle that in making and carrying out contracts parties should act in good faith. .... English law has, characteristically, committed itself to no such overriding principle but has developed piecemeal solutions in response to demonstrated problems of unfairness." Bingham L.J. in Interfoto Picture Library Ltd. v. Stiletto Visual Programmes Ltd. [1989] Q.B. 433

"..... at common law there is in general no duty of disclosure of material facts



before the contract is made." J. Beatson, "Anson's Law of Contract" 27th ed. (1998) p. 257

"English law adopts an adversarial model of contractual negotiations, requiring each party to accept responsibility for their own interests. Although the law will assist a party who has been induced into a contract by an inaccurate or misleading statement, termed a misrepresentation, there is no general duty to volunteer information even though it is evident that such information would be regarded as highly relevant by the other party in deciding whether to contract and, if so, upon what terms." Howard Bennet, "The Law of Marine Insurance, (1996) p. 580

Racine & Laramie, Ltd. v. Department of Parks & Recreation, (1992) Cal. App. 4th 1026

Foley v. Interactive Data Corp. (1988) 47 Cal.3rd 654, at 683-684: "The distinction between tort and contract is well grounded in common law, and divergent objectives underlie the remedies created in the two areas. Whereas contract actions are created to enforce the intentions of the parties to the agreement, tort law is primarily designed to vindicate 'social policy.' The covenant of good faith and fair dealing was developed in the contract arena and is aimed at making effective the agreement's promises."

Foley v. Interactive Data Corp. (1988) 47 Cal.3rd 654, at 689-690: "[t]he precise nature and extent of the duty imposed by such an implied promise will depend on the contractual purposes."

Foley v. Interactive Data Corp. (1988) 47 Cal.3rd 654, at 690: "..... the court was careful to draw a distinction between "ex delicto" and "ex contractu" obligations. An allegation of breach of the implied covenant of good faith and fair dealing is an allegation of breach of an "ex contractu" obligation, namely one arising out of the contract itself. The covenant of good faith is read into contracts in order to protect the express covenants or promises of the contract, not to protect some general public policy interest not directly tied to the contract's purposes."

Love v. Fire Ins. Exchange (1990) 221 Cal.App.3d 1136 at 1153: "Our conclusion that a bad faith claim cannot be maintained unless policy benefits are due is in accord with the policy in which the duty of good faith is rooted. The covenant of good faith and fair dealing is implied in law to assure that a contracting party 'refrain[s] from doing anything to injure the right of the other to receive the benefits of the agreement.' ..... In essence, the covenant is implied

as a supplement to the express contractual covenants, to prevent a contracting party from engaging in conduct which (while not technically transgressing the express covenants) frustrates the other party's rights to the benefits of the contract."

Paragraph 25 of the concession contract. "Notwithstanding any of the provisions of this contract, the parties may hereafter, by mutual consent, agree to modifications thereof or additions thereto in writing which are not forbidden by law. The state shall have the right to grant reasonable extensions of time to Concessionaire for any purpose or for the performance of any obligation of Concessionaire hereunder."

(註) 初出：「海事法研究会誌」(第 166 号) 「やさしく学ぶアメリカ契約法  
第 18 回」2002.2.1 (社)日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved